

平成27年度 第1回伊勢崎市総合教育会議

次 第

日 時 平成27年11月13日(金)
午後2時～
場 所 市役所本館5階職員研修室

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 教育委員長あいさつ
- 4 委員自己紹介
- 5 署名委員の指名
- 6 協議事項
 - (1) 伊勢崎市総合教育会議の運営に関する要綱(案)について【資料1】
 - (2) 伊勢崎市教育振興施策の大綱(案)について【資料2】
 - (3) 教育を取り巻く課題について
- 7 その他
- 8 閉 会

伊勢崎市総合教育会議の運営に関する要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 7 項の規定に基づき伊勢崎市総合教育会議（以下「会議」という。）の議事録の作成及び公表に関し必要な事項を定めるとともに、同条第 9 項の規定に基づき会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第 2 条 会議の招集は、市長が会議開催の日時、場所及び会議に付すべき主な事件をあらかじめ会議を構成する者（以下「委員」という。）に通知してこれを行う。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

（欠席の報告）

第 3 条 委員は、招集に応じることができないときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

（会議の順序）

第 4 条 会議は、おおむね次の順序により行う。

- (1) 開会
- (2) 行事日程
- (3) 協議及び調整
- (4) その他
- (5) 閉会

2 会議の進行は、市長が議長となりこれを行う。

（傍聴）

第 5 条 会議は、議長の許可を受けて、これを傍聴することができる。ただし、法第 1 条の 4 第 6 項ただし書の規定により秘密会としたときは、この限りでない。

（傍聴の手続等）

第 6 条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴受付簿（様式第 1 号）に記入の上、傍聴券（様式第 2 号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴の申込みの受付時間は、会議の開催時刻の30分前から10分前までとし、傍聴の申込みの受付場所は、会議の開催場所の入口の前とする。

3 傍聴券は、傍聴受付簿の先着順に交付する。

4 傍聴人は、係員の指示に従い、静粛に会議室に入場しなければならない。
(傍聴できない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) プラカードその他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害することが予想される顕著な事情が認められる者
(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛にし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議事に批評を加え、又は可否を表明しないこと。

(2) 私語、談話、拍手等をしないこと。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) みだりに席を離れないこと。

(5) 携帯電話等の通信機器類は、電源を切ること。

(6) 帽子、襟巻及び外とうの類を着用しないこと。

(7) その他会議を妨害し、又は人の迷惑となる行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において動画、写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長が必要があると認める者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を秘密会としたときは、速やかに退場しなければならない。

(議長の指示)

第11条 傍聴人は、議長から指示があったときは、これに従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 議長は、傍聴人がこの要綱に違反するときは、これを抑止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(議事録の作成、記載事項等)

第13条 会議の次第は、議事録に記載しなければならない。

2 議事録は、議長が会議の庶務を行う課の職員にこれを作成させる。

3 議事録には、次の事項を記載するものとする。

(1) 開会及び閉会に関する事項

(2) 出席及び欠席委員の氏名

(3) 委員及び傍聴人を除くほか、協議する事件又は調整する事務（以下「協議事項等」という。）に関して意見を聴取するために出席した者の氏名

(4) 協議事項等の概要

(5) 協議事項等の発議及び発議者の氏名

(6) 質問又は討論をした者の氏名及び要旨

4 議事録に署名する者は、議長及び委員1人とし、委員は、その会議の始めに議長が指名する。

5 秘密会の議事録は、第3項に準じ別に作成しなければならない。

(議事録の公表)

第14条 法第1条の4第7項の規定による議事録は、会議に出席した委員及び意見を聴取した者による議事内容の確認後、前条第4項の署名をし、前条第5項の秘密会の議事録を除き、公表するものとする。

(庶務)

第15条 会議の庶務は、企画部企画調整課において行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月13日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

— 平成 27 年 4 月 1 日施行 —

（大綱の策定等）

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第 1 条の 4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

総合教育会議について

1 会議の設置、構成員等

- (1) 地方公共団体の長は、総合教育会議を設けるものとする。
(法第1条の4第1項)
- (2) 総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成する。
(法第1条の4第2項)
- (3) 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。また、教育委員会は、協議する必要があると料するときは、総合教育会議の招集を求めることができる。
(法第1条の4第3項及び第4項)

2 会議における協議事項、協議・調整事項

総合教育会議においては、(1)大綱の策定に関する協議、(2)教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議、(3)児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行う。

(法第1条の4第1項)

3 調整の結果の尊重義務

総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(法第1条の4第8項)

4 会議の公開と議事録の作成及び公表

- (1) 総合教育会議は、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときを除き、公開する。
(法第1条の4第6項)
- (2) 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
(法第1条の4第7項)

5 その他

- (1) 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
(法第1条の4第5項)
- (2) 総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。
(法第1条の4第9項)